

30年分から 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

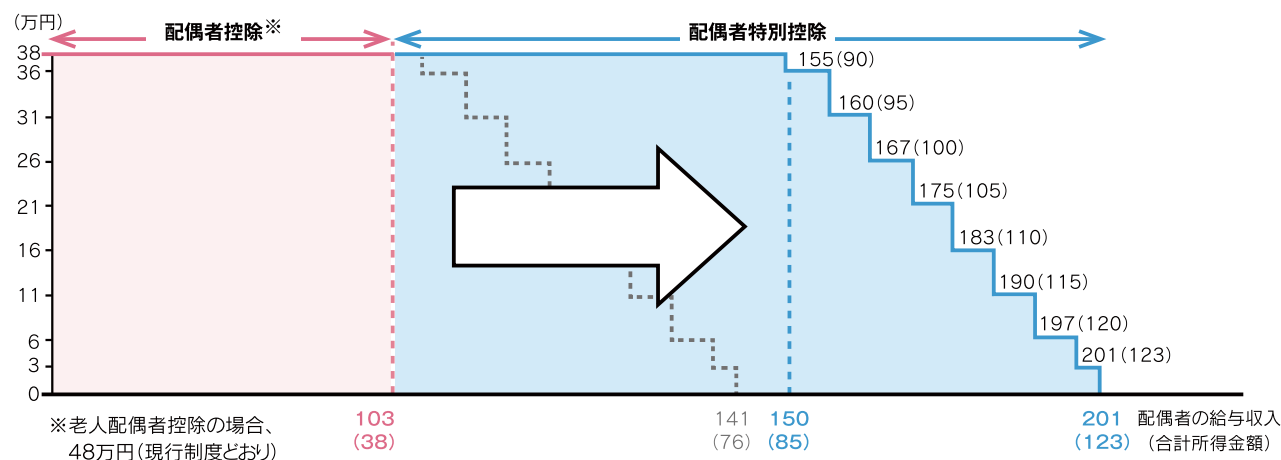
税制改正

働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。

① 納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます(現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円)。

(例) 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



② 納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)を超える場合には以下の表のとおり控除額が逡減・消失する仕組みとします。

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

納税者本人の給与収入 合計所得金額	配偶者控除*	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

29年分から 医療費控除は領収書が提出不要となりました。

税制改正

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。
※平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除で医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のお知らせ)が使用できるようになります。
(「医療費控除の明細書」の【1.医療費通知に関する事項】欄に合計額を記入し、医療費通知原本を添付する必要があります。)
尚、医療費通知の「支払った医療費の額」は、自己負担相当額が記載されていますので医療費助成や高額医療等により実際に負担した額が異なる場合は、ご自身で医療費の額を訂正して申告していただく必要があります。
※医療費通知(医療費のお知らせ)の記載内容によっては使用できないものがありますのでご注意ください。(病院名の記載無しなど)
医療費控除対象となる支出で医療費通知に記載されていないものがある場合、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」の【2.医療費の明細】欄にその明細を記入する必要があります。(この場合、医療費の領収書は、確定申告期限から5年間ご自身で保存する必要があります。)

●問い合わせ先 行橋税務署 TEL 0930-23-0580



町税滞納解消に向けて

～税務徴収職員の仕事～

売買などにおける私債権において、金銭の支払いが滞った場合、債権者(貸し手)は裁判所を通さなければ、相手方の財産に対して強制的に取り立てを行うことはできません。
しかし、町税などの租税債権の場合、地方公共団体の長に任命された徴税吏員が、裁判所を通すことなく自ら滞納者の財産を調査し、差し押さえることで滞納町税の回収を行うことができます。これを自力執行権といいます。
このように、納付期限が到来してもなお納税されない場合、本来その恩恵を受けるべき町民の方々へのサービスに支障を来すことから、徴税吏員は地方税法により認められた自力執行権を行使し、町税の確保を行っています。
徴税吏員が行う滞納処分の一例として、滞納処分の対象となる財産が預貯金・給与・生命保険などの債権(滞納者が他の者に対し持っている金銭の支払いなど特定の行為を受ける権利)の差し押さえがあります。徴税吏員は債権を差し押さえる際、預貯金は金融機関、給与は勤務先、生命保険は保険会社へ財産調査を行い、これらの機関などに対して差し押さえ通知を行うことで、債権を回収し、滞納町税に充当しています。

12月は STOP 滞納!! 県下一斉徴収強化月間

～ 忘れていませんか納税を ～

上毛町では、福岡県地方税収対策本部及び県内市町村と連携し、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、県下一斉に徴収対策を強化するとともに、納税推進に向けた広報など、さまざまな取り組みを行います。
この取り組みは、滞納者に対する差押えなどの滞納処分を進めるとともに、住民の皆さまの納税及び徴収への理解を促進し、新たな滞納の防止を図ることで、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を目的としたものです。

取り組み内容

取り組み期間中は、広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差押などの滞納処分の強化など、県及び市町村ごとに、さまざまな徴収対策を実施します。

滞納処分とは?

地方税法・国税徴収法等に定められている処分で、納付されない方の財産を差し押え、差し押さえた財産の公売による換価を行い、町税に充当する手続きを「滞納処分」と言います。

滞納処分の流れ



納税が困難な人は早めに相談を

失業、事業の経営不振、病気や家庭の事情など、いろいろな問題で納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へ相談してください。



●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線131)

特集 まちづくりと税

九州一輝くまちづくりのため様々な独自プログラムを取り組むためには財源が必要です。今月は、町の自主財源である「税」の特集です。